

事業実施に当たっての留意事項について (介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護)

◀ 運営基準について ▶

介護老人保健施設・介護医療院

○ 開設許可に係る事項の変更許可申請等

1 変更許可申請の手続き

(1) 変更許可申請が必要な場合

介護老人保健施設又は介護医療院における本体施設サービスでは、介護保険法施行規則第136条第2項又は第138条第2項で定める事項に変更がある場合には、事前に県知事の許可を受ける必要があります。

■ 変更の許可が必要な事項

- 1 敷地の面積、又は平面図
- 2 建物の構造概要、又は平面図（各室の用途を含む）
- 3 施設又は構造設備の概要
- 4 施設の共用の有無又は共用の場合の利用計画
- 5 運営規程（従業員の職種、員数及び職務内容並びに入所定員の増加に係る部分に限る）
- 6 協力医療機関の名称等（協力医療機関を変更しようとするときに係るものに限る）

(2) 変更許可申請書の提出時期

変更許可申請は、変更にあたって事前に許可を受けるものですが、工事を伴うものなどについては、工事そのものに対して許可を受けるのではなく、工事終了後の状態で実際に使用を始めるにあたって許可を受けるものです。

従って、工事に伴う入所者の安全性、利便性の確保や変更後の基準上の問題点の有無等について、事前（工事着工前）に相談の上、協議を行ってください。

■ 変更許可申請の時期 変更予定年月日の1ヶ月～2週間前を目途としてください。

※工事を伴うものなどについては、工事着手前に設計図面確認や工事完了後に現地確認を行う場合がありますので、申請前の早い段階で必ずご相談ください。

(3) 変更許可申請書の記入方法等

変更許可申請書の様式は「介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請書（別紙様式第一号（九））」を使用してください。

なお、「施設又は構造設備の概要」の変更のうち、工事を伴うものについては、手数料（33,000円）が必要な場合がありますので注意してください。

手数料は、山口県収入証紙を購入・添付してください（消印しないこと）。

正本1部・副本1部を所管の健康福祉センターに提出してください。

写真を除き、添付書類は原則として変更前、変更後の両方を添付してください。

2 管理者承認申請の手続き

介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を変更しようとする場合には、別に「介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書（別紙様式第一号（十）」）を提出し、事前に承認を得ることが必要です。（承認を受けた後、別途変更届を提出してください。）

なお、提出先及び提出部数は、上記の変更許可申請書と同じです。

介護老人保健施設

○ 人員基準について

<医師>

常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上

〔基準省令第2条〕

- (1) 常勤の医師が1人以上配置されていなければならないこと。

したがって、入所者数100人未満であっても常勤の医師1人の配置が確保されていなければならない。ただし、複数の医師が勤務をする形態であり、このうち1人の医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、常勤の医師1人とあるのは、常勤換算で医師1人として差し支えない。

- (2) (1)にかかわらず、介護医療院又は病院若しくは診療所（医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている介護老人保健施設（医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。）にあつては、必ずしも常勤の医師の配置は必要でないこと。

したがって、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えないこと。ただし、このうち1人は、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ医師としなければならないこと。なお、兼務の医師については、日々の勤務体制を明確に定めておくこと。

<看護師若しくは准看護師又は介護職員>

看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の7分の5程度をそれぞれ標準とする。

問) 看護・介護職員の人員基準について「看護職員の員数は、看護・介護職員の総数の7分の2程度を標準とする」とされているが、当該基準を下回る場合の取扱いについて

答) 老人保健施設の看護・介護職員の員数のうち、看護職員の員数については、看護・介護職員の総数の7分の2程度を標準とするとされているところであるが、この「標準」を下回ることによって直ちに人員基準欠如及び減算の対象となるものではない。

なお、この「標準」を満たしていない介護老人保健施設に対しては、介護老人保健施設の基本方針に照らし、適切な看護サービスの提供を確保する観点から、必要な看護職員の確保について指導することが必要と考える。

<15.6.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.153 介護報酬に係るQ&A(vol.2)>

介護医療院

I 介護医療院の創設（平成30年4月）

介護保険法の改正に伴い、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設を創設。

介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービスのⅠ型と、老人保健施設相当以上のサービスのⅡ型の2つのサービスを提供。

II 人員基準等の概要

1 サービス提供単位

Ⅰ型とⅡ型のサービスについては、療養棟単位で提供。小規模の場合については、療養室単位でのサービス提供が可能。

2 人員基準

日中・夜間を通じ長期療養を主目的としたサービスを提供することから、介護療養病床と介護療養型老人保健施設の基準を参考に設定。

○ 医師、薬剤師、看護職員、介護職員

Ⅰ型とⅡ型に求められる医療・介護ニーズに応じ配置。

○ リハビリテーション専門職、栄養士、放射線技師、その他の従業者 施設全体として配置。

3 施設設備基準

○ 療養室

定員4名以下。1人あたり床面積8.0㎡/人以上。

4名以下の多床室であってもプライバシーに配慮した環境になるよう努めること。

○ 療養室以外の設備基準

診察室、処置室、機能訓練室、臨床検査設備、エックス線装置等。

医療設備については、医療法等と同等の衛生面での基準を設定。

4 運営基準

介護療養型医療施設の基準と概ね同様。

医師の宿直が引き続き求められるが、一定の条件を満たす場合に基準を緩和。

5 医療機関との併設の場合の取扱い

医療機関と併設する場合については、宿直の医師の兼任等の人員基準の緩和や設備の共用が可能。

◆参考通知

・【解釈通知】介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
(平成30年3月22日老老発0322第1号)

・病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について
(平成30年3月27日医政発0327第31号老発0327第6号)

【人員基準】

区分	指定基準	I 型	II 型
医師		48 : 1 (施設で3以上)	100 : 1 (施設で1以上)
薬剤師		150 : 1	300 : 1
看護職員		6 : 1	6 : 1
介護職員		5 : 1	6 : 1
支援相談員		—	—
リハビリ専門職		PT/OT/ST : 適当数	
栄養士		定員 100 以上で1以上	
介護支援専門員		100 : 1 (1名以上)	
放射線技師		適当数	
他の従業者		適当数	

【施設設備基準】

区分	指定基準
診療室	医師が診察を行うのに適切なもの
療養室	定員4名以下、床面積8.0㎡人以上
機能訓練室	40㎡以上
談話室	談話を楽しめる広さ
食堂	入所定員1人あたり1㎡以上
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
レクリエーションルーム	十分な広さ
その他医療設備	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤室
他設備	洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室

【構造設備】

区分	指定基準
医療の構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備
廊下	廊下幅1.8m以上(中廊下2.7m以上)
耐火構造	原則、耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物)

Ⅲ 開設許可等の手続き

1 開設許可手続き等の概要

介護医療院を開設しようとする場合、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

介護医療院の入所定員その他の事項を変更しようとする場合も、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

介護医療院の開設者の住所その他の事項に変更があるときは、都道府県知事に届け出なければなりません。

2 主な手続き等

(様式は「かいごへるびやまぐち」-「事業者の方へ」-「指定等の手引き」に掲載)

- 開設許可(更新)申請
- 変更許可申請
- 管理者承認申請
- 指定事項等変更届
- 再開届、廃止届、休止届
- 広告許可申請
- 開設者死亡、失そう届

3 許可の流れ

(1) 開設許可申請

許可を受けたい月の前々月末日までに、所管の健康福祉センターへ、開設許可申請書を提出してください。

(開設許可手数料 63,000 円に相当する山口県収入証紙を貼付 ※消印しない。)

(2) 書類審査

申請書や必要な書類の添付状況等を確認し、内容を審査します。書類の不備や補正の遅れ等により、審査に支障を来す場合は、許可できない場合があります。

(3) 関係市町長への意見照会

開設許可について、県から市町に対し、市町介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を照会します。

(4) 現地確認

施設や関係書類等の状況を現地で確認します。重大な不備等があった場合、是正改善が図られるまでは許可ができません。

(5) 開設許可

開設日は月の初日です。新たに10桁の介護保険事業者番号が付番されます。

4 その他

○開設許可申請時の留意事項

- ・開設許可申請に当たっては、可能な限り早期に事前相談を行ってください。
- ・医療法上の定款変更や開設許可事項変更の手続き等についても確認が必要です。
- ・診療報酬関係の届出についてもご確認ください。

○参考資料等

介護医療院について(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196478.html>

「介護医療院開設に向けたハンドブック」

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/07/kaigoiryuin_3.pdf